

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 森田委第1号
委託業務名称	森林マッチング推進業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	<p>地域住民や森林所有者が協力者・実践者として、外部人材や移住定住者等を含む活動者とともに、地域資源の利活用に携われる環境を構築することで、地域内外の多様な人材の参画と森林資源の利用拡大を推進し、農山村地域の活性化を目指す。</p> <p>(1)実践者養成研修会の開催、実践活動の機会提供及びその実践地の整備  (2)身近な森づくり活動や森林体験、活動者との交流会等の開催  (3)企業や教育機関等との連携による新たな森林の活用方策の検討・試行  (4)SNS広告等や展示等を活用した広報活動・普及啓発等  (5)相談員等の配置による相談対応・支援活動</p>
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	7,323,000 円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本1757番地2</p> <p>[商号又は名称] 森林マッチングセンター運営協議会 代表理事会長 岩根博之</p>
契約相手方の選定理由	<p>委託業務の遂行には、森づくりや林業経営、地域資源の調査・発掘及びその保全活用に関する知識や実務経験が求められるほか、中山間地域に密着し、地域の実情を把握している必要がある。「森林マッチングセンター運営協議会」は、官民一体となって森林・山村地域が抱える課題解決のために組織された団体であり、森林・林業に関する専門的知識や実務経験を有するスタッフを配置するとともに、発足当初から地域や森林所有者等と連携し、森林や地域資源の利活用に向けた取組を行っていることから、各種知見の集積や市内外からの活動の認知が進んでいる。</p> <p>このことから、当該団体に委託する以外に代替性がないことから、「森林マッチングセンター運営協議会」を選定する。</p>
根拠規定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものを)するとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>